

(2) 「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」について

事業目的への理解を深めるために、法文にある「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」について、簡潔に考察する。

①「小学校に就学している子ども」(6・7歳から12歳まで、以下「小学生」と表記)の「授業の終了後」(以下「放課後」と表記)における遊びの特徴について

a : 小学生の放課後は、子どもの生活領域の中で遊びを主にすることができる時間帯である。

子どもの生活は、一日の中で区分できるいくつかの領域に分類することができる²。

- 睡眠・食事・入浴など、生命と健康を維持していくための基本的な生活の時間（基本的な生活）。
- 学校での生活を中心とした学習の時間（学習）。なお学習は、放課後・家庭で過ごす時間にも広がっている。
- 遊び自体に費やすことが認められた時間（遊び）。なお遊びは、子どもの様々な生活場面でも行われる。
- 家事の手伝い・学校での当番活動や係活動、ボランティア（奉仕）活動などの課業的活動（労働的活動）。

このような時間区分のなかで、放課後児童クラブで過ごすことになる小学生の放課後は、主に遊びを行って過ごすことが社会通念として容認されている時間帯でもある。なお、放課後児童クラブでの生活の中では、遊びのほかに、身の回りの整理整頓・衣服の調整・清潔の維持・おやつなど（基本的生活）、宿題などの自主学習（学習）、集団での生活を維持するための係活動・当番活動や地域でのボランティア（奉仕）活動（労働的活動）など、生活全般の活動が行われる必要のあることを考慮すべきである。

b : 小学生の時期の遊びは、子どもにとって発達課題でもある。

遊びはお互いの合意による約束事によって成立する。子どもは小学生になると仲間と一緒に遊ぶ遊びを自分たちで持続できるようになり、集団での遊びを継続させることもできるようになっていく。そのなかで子どもたちは自分の欲求と相手の欲求を同時に成立させるルールを見出し、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味などを身につけていく。そして、みんなで協力することや仲間と競いあうことが、自分自身の力を伸ばしていくことにもなることを学ぶ。心と身体を目いっぱい働かせて群れて遊ぶことは、児童期の子どもにとって発達課題³の一つである。

² 小川太郎『日本の子ども』P165～168、新評論、1960年

³ 「人間が正常な発達をするために社会によって期待される、各年齢段階における諸能力の水準」（黒田実郎監修『乳幼児発達辞典』岩崎 学術出版社、1985年）。発達課題は、個人のある時期において達成されることが期待される発達的に意味のある課題であって、その達成に失敗しているとつぎの課題の解決も困難になる可能性があるとされる。

児童期の発達課題のひとつに「遊び」があることについての先行研究の事例は【資料1】に示した。

② 放課後児童クラブにおいて考慮する必要のある、小学校に就学している子どもの生活面における発達について

小学生の6年間は、幼児期から児童期への移行期を含むとともに、児童から大人への橋渡しでもある思春期⁴のはじめにまたがる期間である。そして、この期間は、自立の準備・形成の過程から、自立の増進・促進過程に発達していく期間でもある。この間には、放課後児童クラブでの生活にかかわりのある事項についてみても、次のような大きな発達的变化が見られる⁵。

○ 大人への権威や道徳性に対する受け止め方の変化。

「保護者や教師、放課後児童指導員などの権威の正当化と指示への従順さ」から「外的規律の正当性を認めることと自立意識の芽生え（大人より、仲間を大切にする価値観への移行）の葛藤」を経て「大人より、仲間を大切にする価値観への移行・自分が直接大人に変わっていく存在であることから生じる葛藤（思春期）」へ。

○ 自己概念の変化。

「性別や容姿・身体特徴、○○ができる（できない）等の、直接、見ることのできる外的属性から自己をとらえることが主にみられる段階」から、「直接見える外的属性だけでなく、自分の感情や態度などの内部的・心理的要因の違いにも着目して自己をとらえられるようになる」を経て「自分の価値観、他者との比較、セクシャリティ、将来の希望や学業的成长（可能性）とのかかわりから自己をとらえるなど、自己を多面的に把握するようになる」。

○ 友達への意識・感情の変化。

「近くにいる友達に、自分と一緒に遊んでくれることを求める」から、「価値や規律の共有を重視し、一緒に行う、助け合う、忠誠などを期待する段階」を経て「誠実さや忠誠のほかに、相互理解と相互受容、同じ趣味などの共感・親密さを求めるなどがみられるようになる」。

○ 「集団のルールを守ることと自己中心的な願望とが矛盾する場合、後者のほうを抑制することが多くある（幼児期から小学生のはじめの頃）」から「形式的な平等への要求が強くなると同時に、ある一定の役割が与えられれば自分の能力に応じてその役割を果たせるようになる」を経て「相手や自分の能力・立場を理解したうえでの実質的な平等概念を獲得できるようになる」。

○ 10～12歳は、思春期の入り口とも言われている。

⁴ 思春期は、一般に11～12歳から16～17歳ぐらいの時期を指す（『広辞苑』）。第二次性徴を伴う身体的発達・自我意識等の変化が同時に進む時期とされる。

⁵ この項は、「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究」（前掲）のなかで、「放課後児童クラブの活動内容とのかかわりが深いと考えられる事項について、子どもの発達の特徴と放課後児童指導員に求められる課題を研究会委員が経験した放課後児童クラブの状況や既存の研究成果などをもとに指摘」したものから要約した。

放課後児童クラブの中でも、子ども一人ひとりがこのような過程を経て発達していく。

これまで放課後児童クラブでは、6～9歳の子どもを中心に育成・支援をしてきていた。今後、児童期の中でも発達面で大きな変化をする10～12歳の子どもを含めた育成・支援をすることになるので、育成・支援の内容の工夫とともに、新たに、施設空間・環境の整備、放課後児童指導員の資質・技能の向上など、多くの課題を解決する必要が生じることになる。

(3) 放課後児童クラブの機能・役割

放課後児童クラブに求められる機能・役割は、次の8点に整理される⁶。

- ▷ 子どもの健康管理、情緒の安定の確保
- ▷ 出欠確認をはじめとする子どもの安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- ▷ 子どもの活動状況の把握
- ▷ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ▷ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ▷ 連絡帳などを通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- ▷ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ▷ その他、放課後における子どもの健全育成上必要な活動

なお、上記の機能・役割を果たすためには、以下の視点で子どもへの育成・支援に取り組むことが大切になる。

- ▷ 子どもの発達の特性をふまえながらその発達を個々の子どもの実際に即して援助していくこと。
- ▷ 放課後児童クラブでの子どもの状況を家庭に伝え、日常的に情報交換を行って、家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援すること。
- ▷ 放課後児童クラブは子どもが生活している地域にも視野を向け、子どもが育つ地域の環境づくりへの支援を行うこと。

(4) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容

放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から求められる子どもへの育成・支援には、以下の内容が求められる⁷。

- ▷ 子どもがすすんで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童指導員の連携による支援がある。
- ▷ 信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごせている。
- ▷ 子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活

⁶ この項は、前掲『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』の「(5) 放課後児童指導員の役割と職務」による。

⁷ この項は、『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』（前掲）の「5 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」による。

時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせている。

- ▷ 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康への配慮がある。
- ▷ 子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつの提供がある。
- ▷ 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。
- ▷ 子どもが放課後児童クラブで安全に過ごすことができるような環境の整備と支援がある。
- ▷ 子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、援助が適切に行われている。

なお、子どもへの育成・支援を行う際には以下の事項について留意することが求められる。

- 日々の遊びの中で、子どもが自分で遊びを選択したり創造したりすることができるように支援すること。
- 子ども一人ひとりの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重して支援すること。
- 放課後児童クラブと家庭が子どもの様子を伝え合い、協力して、子どもの遊び・生活を支援すること。
- 必要に応じて放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民が広く協力しながら活動に関わることができるような体制を検討すること。

(注) この項の詳しい説明は【資料2】に示した。

(5) 放課後児童指導員の役割と職務の内容

放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から求められる放課後児童指導員の役割は以下の事項である⁸。

- ▷ 一人ひとりの子どもの状況を把握する
 - ▷ 子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる
 - ▷ 放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的生活習慣を習得することを援助する
 - ▷ 遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
 - ▷ 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく
 - ▷ 保護者との伝え合いを通じて、子どもの育つ家庭での生活を支える
 - ▷ 地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
 - ▷ 学校や地域、その他関係機関との連携を深める
- 職務の内容は、「(4) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」を実現することに努め、次のような活動を実施することが望ましい。
- ▷ 子どもの健康管理、情緒の安定に係る活動

⁸ この項は、『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』(前掲)の「(5) 放課後児童指導員の役割と職務」による。

- ▷ 基本的生活習慣の確立に向けた指導
 - ▷ 遊びや体験を通じ自主性、社会性、創造性を培う活動
 - ▷ 保護者への連絡、支援、連携
 - ▷ 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流活動
- また、子どもや保護者に直接関わる職務以外に、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるために、以下のような取り組みが必要とされる。
- ▷ 会議・打ち合わせ等による指導内容に関する情報の共有
 - ▷ 子どもの様子及び育成・支援の記録と、職場内における検討
 - ▷ 学校との連絡・調整
 - ▷ 地域の関係機関・団体との連絡、調整
 - ▷ 研修
 - ▷ 行事や活動の企画と記録
 - ▷ 事務（記録・たより等の作成、提出物の点検、会計事務等）
 - ▷ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

2 子どもを通わせている保護者が放課後児童指導員に求めていること

子どもを通わせている保護者が放課後児童指導員に求めていることについて、本研究が第2年度に行ったアンケート調査の中から、保護者の「放課後児童クラブに通わせてよかったですこと（自由記述）」の回答を分析する。

このアンケート調査は、本研究が第2年度（2012年1月～2月）に、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の内容を明らかにするために、放課後児童クラブ事業の基準が明確化され、現時点で望まれる水準を安定して維持している自治体の放課後児童クラブの利用保護者と指導員を対象に実施したものである⁹。

保護者を対象としたアンケートは、配布数 1147（クラブ数 26）、回収数 352、回収率 30.7% であった。回答した保護者の子どもの学年は、1年生 41.8%（150名）、2年生 33.4%（120名）、3年生 23.4%（84名）、4年生以上 1.4%（5名）であった。なお、4年生以上の子どもは、障害などにより学年延長して在籍している子どもである（複数の子どもが通っている家庭があるため、子どもの人数は回答した保護者数より多い 359 名である）。

保護者への質問の「放課後児童クラブに子どもを通わせてよかったですこと」については、自由記述で尋ね、339名から回答が得られた。回答は、1名分の回答も内容ごとに細分化

⁹ 「事業の基準が明確化され現時点で望まれる水準を安定して維持している放課後児童クラブ」は、「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」（前掲）が行った実態調査などを参考にして、「登録児童数をおおむね40人と定め、職員の配置基準を専任2人（2人とも有資格者）、勤務形が午前からの勤務で1日7時間以上週5日以上」のところとした。なお、平成23年度に行われた「子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査」における調査対象の施設選定基準でも同様の判断による調査区分がされている（『子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査報告書』平成24年2月、みずほ情報総研株式会社、p.7～8）。

したため、回答者数よりも件数（614）のほうが多くなっている。記述内容は、以下の9項目にまとめることができた。アンケートの要旨と回答例については【資料3】に示した。

- ① 放課後児童クラブへ行けば友達、遊ぶ仲間がいる。放課後児童クラブへ通うことによって友達が増えた。異学年や他の学校の子との交流がある。（友だちが増えた／子ども同士の関係が豊かになった）（187件）
- ② 安心して職場に行く・仕事に打ち込むことができる。子どもの居場所が分かる、大人の目があり安全である。様々な活動や体験を子ども自身が楽しんでおり、子どもの成長につながっているという安心がもてる。災害時の安全が保たれる。（安心して仕事に打ち込むことができる／安心感をもって子どもを預けられる）（169件）
- ③ 集団遊びや外遊び、家庭ではなかなかできない工作や伝承遊びなどが体験できる。さまざまな遊びや文化活動ができる環境（場、子どもたちの関係等）がある。（遊びや文化活動の内容が充実している）（84件）
- ④ 子どもが指導員のことが大好きなので信頼を寄せている。きめ細かなケア・サポートがある。一人ひとりの個性に合わせた対応がある。あたたかい目で見てくれている。（信頼できる指導員がいる）（64件）
- ⑤ 毎日通うことできっちりした生活リズムが保てる。おやつの時間、学習の時間を設けているので、18時まで放課後児童クラブにいても安心できる。友達と遊び、指導員の話を聞いて、一緒に工作したりおやつを食べたりと、規則正しい生活をおくることができた。（生活のリズムが保たれ、宿題や自立に向けての生活の支援がある）（35件）
- ⑥ キャンプやもちつきなど個々の家庭だけでは経験することができない体験ができる。季節行事や、親子で楽しめる行事などが充実している。（季節行事や親子行事等、家庭では経験できないことを体験できる）（29件）
- ⑦ 子どもが放課後児童クラブに行くことを「楽しい・行きたい」と言っている。（子ども自身が進んで通っている）（21件）
- ⑧ 放課後児童クラブを通じて、他の保護者と交流をもつことができた。同じような環境の保護者と知り合うことができ悩みを共有できた。（保護者同士の交流や関係をつくることができる）（18件）
- ⑨ 障害など、個別に援助が必要な子どもへの配慮がある。障害のある子どもが、さまざまな子どもたちと交流することによって成長がみられる。（個別に援助が必要な子どもへの適切な配慮がある）（7件）

保護者が、自分の子どもを放課後児童クラブに通わせてよかったと思うことで多い

のは、「友達が増えた／子ども同士の関係が豊かになった」「遊びや文化活動の内容が充実している」「季節行事や親子行事等、家庭では経験できないことを体験できる」「生活のリズムが保たれ、宿題や自立に向けての生活の支援がある」の、具体的な子ども同士の関係や遊び・体験に関する事、放課後児童クラブでの生活の内容に関する事である（合計すると回答件数の55%）。このことから、保護者は「子どもが実際にどのように過ごしているか」という内容に关心を持ち、知っている（知る努力をしている）ということもうかがい知ることができる。

次に多いのは、「安心して仕事に打ち込むことができる／安心感を持って子どもを預けられる」「信頼できる指導員がいる」「子ども自身がすんで通っている」等という、子ども・指導員・放課後児童クラブ自体についての安心・信頼である（41%）。ここでは、保護者は単に預けることができればそれでよいと思っているのではなく、子どもが信頼できる大人と環境に支えられて充実した生活ができるところに預けたいと思っていることを保護者自身の実感で表現している。

「保護者同士の交流や関係をつくることができる」についての件数は少ないが（3%）、「同じような環境の親と知り合う機会ができ、悩みを共有しやすい」「子ども同士を預け、預かり……と、働く者同士とも支えられている」等、密度の濃い交流、支え合いが可能であることも示している。

自分の子どもを放課後児童クラブに通わせた経験についての問い合わせたため、「個別に援助が必要な子どもへの適切な配慮がある」の記述は少ないが（1%）、記された内容は、「コミュニケーションが苦手な子どもなのですが、お友達とのやりとりを先生方が助けてくれています。最近は、先生の助けなしでもずいぶんお友達と仲良く遊べるようになりました。まだ1人で家にも置いておけないので、仕事に安心して行くことができます」などと、障害のある子ども・個別に支援の必要な子どもへの援助・支援が切実な課題であることを示す具体的な記述がほとんどであった。

以上のことから、放課後児童クラブに子どもを通わせている保護者は、「子どもが充実した生活ができ、自ら進んで通えるようになることによって、保護者自身が安心して子どもを預けられる／安心して仕事に行けるようになる」ことを望んでいることが具体的に明らかにされた。

3 放課後児童指導員は自分自身にどのような資質・技能を必要と考えているのか

（1）調査対象の選定と調査の方法

本研究では、放課後児童指導員に求められる資質・技能について、「放課後児童指導員自身が体験を通して考えたこと」を調査することが、放課後児童指導員に求められる資質・技能を考えるうえで有効な資料になるとえた。

この点については、できるだけ広い範囲で、なおかつ、当該放課後児童クラブの保護者・放課後児童指導員からの信頼を得ている放課後児童指導員への調査であることが望ましいと考えられたが、本研究が独自にサンプル数を確保することは困難であったため、当該放課後児童クラブの保護者・放課後児童指導員が閲覧できるように公開されており本人の氏名も公表されている放課後児童指導員の体験記録を探した。その結果、『月刊 日本の学童ほいく』(全国学童保育連絡協議会編集・発行)から2008年(平成20年)1月号～2012年(平成24年)12月号に掲載されていた「わたしは指導員」という企画の手記を分析の対象とした。分析の対象としたのは、①就業の経緯、②就業当初の状況、③放課後児童指導員の仕事を通して学んだこと、必要と思う資質、技能など、④自己研鑽に役立った研修機会の、抽出することができた4項目、54件である。

この「わたしは指導員」を分析の対象とした理由は、「本人の氏名と所属する放課後児童クラブ名が明記されていることで記述内容に信頼性がある」「自己の体験を内省的に記述であることから、放課後児童指導員としての資質・技能についての本人の考えを、体験を通して把握する資料になる」だった。

この理由の妥当性を検証するために、執筆した放課後児童指導員の約10%となる5人を抽出して¹⁰、研究及びヒアリングの趣旨とヒアリングにおける倫理的配慮の内容を伝え、了解を得て、ヒアリングを行った。ヒアリングは、「『わたしは指導員』の執筆にあたって、公表前に同僚指導員と保護者(父母会)にその内容を伝えていたか」を尋ね、「事前に抽出した項目に沿った大まかな質問事項を伝え、回答者の答えに応じて詳細を尋ねる半構造化質問」によって行った。結果、全員が事前にその内容を同僚の放課後児童指導員と保護者(父母会)に伝えて了解を得ており、ヒアリングの内容は記述内容と一致したことから、この「わたしは指導員」を放課後児童指導員自身の記録として分析することは、放課後児童指導員の資質・技能について考察する際の有効な資料になると判断した。項目ごとの内容は以下のようにまとめることができた。なお、抽出した資料の概要是【資料4】に示した。

(2) 調査項目ごとの内容

① 就業の経緯(指導員になったきっかけ)(54件)

○求職中に紹介された(15件)

「アルバイトを続けていたが、将来を考え、保育士資格をとった。その後、放課後児童クラブのことを知った」「専門学校卒業後、勤務した先で悩んでいたとき、自分が小学校の頃、通っていた学童保育の指導員に相談したら、指導員の仕事に誘われた」「アルバイトをしていて、知り合いに就職の相談をしたら紹介された」など。

○結婚・出産で仕事を一度辞め、その後、資格を生かして再就職した(14件)

「幼稚園、保育所に勤めた後、結婚退職した。子どもが大きくなってから放課後児童ク

¹⁰ 研究予算の範囲内の交通圏から無作為に抽出した。

ラブの募集に応募した」「以前は児童養護施設で中学生・小学生を担当していた。自分の子どもが小学生になったので働くことにして、ハローワークで募集を見た。面接で保護者の気持ちに共感して働いてみようと思った」「幼稚園教諭をしていたが結婚で退職した。子育てが一段落して保育園が放課後児童クラブを始めるので手伝ってほしいと誘われた」など。

○保育士・幼稚園教諭（非常勤）から転職（転勤）した（9件）

「幼稚園の期限採用の雇用が終わるときに、次の就職先として紹介された」「幼稚園・保育士として働いていたときに、小学校のPTA会長に『あらたに学童保育をつくるから指導員として手伝ってほしい』と声をかけられた」「大学卒業後、社会福祉法人の保育士をした。その後、同じ法人が運営する放課後児童クラブに転勤になった」など。

○学生の時から自ら希望して就職した（7件）

「教育実習で、幼児教育の現場でも小学校期を見通した保育の必要があることを知ったときに、自分は小学校に上がってからの子どもと保護者の支えになる仕事をしよう、と思った」「大学卒業後、指導員の募集をしている学童保育を知って、子どもの頃、通っていた学童保育が自分にとってあたたかい場所だったことを思い出して働いてみようと思った」など。

○自分の子どもを通わせた放課後児童クラブから誘われた（4件）

「長女が通った学童保育から、指導員がやめたので代わりにやってほしいと相談された（それまで保育所パートとして勤務していた）」「子どもが通っていたクラブで、資格のいらない補助員の指導員募集を知った」など。

○アルバイトから常勤指導員になった（2件）

「自分が通っていた放課後児童クラブで以前からアルバイトをしていた。学校卒業後、1年アルバイトとして働き、常勤指導員になった」など。

○放課後児童クラブをつくる運動をしていて、自分が放課後児童指導員になった（2件）

「子どもの小学校入学を機に放課後児童クラブをつくる運動をし、保育士をしていた自分が指導員になった」など。

○定年後の再就職先（1件）

「定年まで保育士をした。その後、学童保育をつくる運動をしていた人たちに頼まれた」

② 就業当初の状況（66件）（内容によって分類したので、件数は回答人数より多い。）

○アルバイトから常勤職員になったことで違いを感じた、常勤職員の責任の重さを感じた（9件）

「準補助指導員から正規指導員になった。保育計画をたて、他の指導員にも指示を出し、子どもとも保護者とも話しあう立場に変わって、大変な毎日だった」「子どもと遊んでいるだけだったアルバイトから正規職員になった初日に、子どもが学校を出たのに帰って

こないということがあり、探しに行って連れて帰るということがあった。その日、責任感の重さから思わず泣き出しちゃった」など。

○仕事につく前に言われたこと、思っていたことと実際の間にギャップがあった（7件）

「はじめは『子どもと楽しく遊べればそれでよい』『小学生だからなんでもできるだろう』『注意や指示は、言えば聞いてくれる』と思っていた。実際はすべて違った」「保育士の経験が生かせれば、と思って引き受けたが、自分の経験してきたこととは異なることが多く、悩んだ」「自分の子どもの頃は指導員のことを『遊んでくれるお兄さん、お姉さん』と思っていたが、実際に働いてみると、ただ遊んでいるだけではダメで、周りの子どもの様子や子ども同士の関係などにも目を配ることなどむずかしいことが多く、四苦八苦した」など。

○開設したばかりの時に常勤職員になった（5件）

「雇用されて即、『施設長』となった（正規が一人のため）」「保護者会運営で開設したばかりの学童保育だった。保護者と相談しながら手探りで保育内容を考えた」など。

○子どもとのかかわりで新たに気づいたり悩んだりすることがあった（25件）

- ・子どもとのかかわりに励まされたー「体当たりで子どもと接することで、子どもの気持ちに近づけることがうれしかった」「ケンカやトラブル、無断でクラブを抜ける子どもが続いて、疲れ、『もうやめたい』と思ったとき、子どもに『なんで昨日は休んだ？』『絆創膏貼ってやろうか』などの何気ない言葉に元気をもらって続けられた」など。
- ・子どもとの対応が難しかったー「1年生から6年生までの年齢差のある子どもへ対応できるか不安だった」「あまり予備知識のないまま働きはじめた。子どもとのかかわりがこれほどむずかしいものだとは想像していなかった。最初は何度もやめたいと思った」「子どもが児童クラブに通ってきている間になんらかの成果をみたいとあせった」など。
- ・子どもの気持ちに気づくことができて変わったー「子どもから『前はそういうやり方じゃなかった』と言われ、子どもの不安に気づいた。子どもに聞きながら仕事をして、高学年の女子とも信頼関係がつくれるようになれた」など。

○保護者との関係で気づいたり悩んだりすることがあった（6件）

- ・保護者への対応に悩んだー「子どものケンカ、ケガへの対応、保護者への対応等から、この仕事の難しさを感じた」「新米指導員の自分を子どもや保護者がどう見ているかが気になり、子どもにも遠慮するようになってしまった。」など。
- ・保護者に励まされたー「保護者に何を話せばいいのか悩んだ。先輩指導員のアドバイスで少しづつ慣れることができた」「保護者（父母会）のエネルギーに驚くと同時にほげまされている」など。

○放課後児童指導員の入れ替わりが激しかった。（4件）

「最初、子ども（男の子）たちから『いつやめるん？』『（指導員として）みとめてないからな』と言われた（そのクラブは指導員が定着していなかった）」「公立から民営

(指定管理)に移って、子どもたちを引き継いだ。子どもたちが、指導員全員が入れ替わったことに反発することもあるって、子どもとの信頼関係を築くのに2年程かかった」など。

○放課後児童指導員間のことで悩んだり救われたりすることがあった(4件)

「新人の時、大ベテランの指導員がしていたことを同じようにやろうと思って精神的に追い込まれた」「長い歴史のある学童保育だったので、最初はその施設・設備環境の歴史に圧倒された。そこで生活ルールを知り、確かめることに時間がかかった」など。

○その他(6件)省略

③ 放課後児童指導員の仕事を通じて学んだこと、必要と思う資質・技能など(75件)(内容によって分類したので、件数は回答人数より多い。)

○主に子どもとのかかわりの中で、子どもに気づかされた。(29件)

「保育中の子どものケガがきっかけで、「安全」に気がとられ、子どもをしづらつけてしまったことの反省から、一人ひとりの声に耳をかたむけて、子どもと一緒に考えていくことを大切にするようになった」

「O Bに再会した時、なつかしがってくれた。児童クラブの生活が思い出に残っていることを知って、(成果をあせらずに)子どもとともに生活をつくることの大切に気づかされた」「子ども同士の言動から学ぶ(気づく)気持ちになれて、子どもとの関係が深まった。子どもとも保護者とも、信頼関係は毎日の積み重ねのなかで築いていくものであると思っている」「新年度、上級生たちの一年生への『おーいしっかりしろよ』『まだ無理だよ』などの言葉に、その子自身がここで育って下級生の育ちを見つめていることを感じた」

「同僚が次々にやめることが続いたとき、子どもたちの不安そうな目を見て、『この子たちのそばに居続けることが必要なのではないか』と思った」「自分には苦手なことがあるが、それは子どもたちも同じで、それを認めあえたら前向きな気持ちになれるに気づいた」など。

○主に保護者とのかかわりの中で学んだ(10件)

「保護者が、自分が子どもと信頼関係をつくれるようになるまで自分の未熟さを見守り支えてくれた」「保護者の迎え(迎えが原則)の時に伝えあうこと、下校時の子どもの表情から子どもの様子をくみ取ることを大切にしている。保護者と先輩指導員に支えられてきたと思う」「連絡帳の往復や保護者との話ができるいると、子どもへの声かけやかかわり方を工夫することができ、トラブルを未然に防いだり本人や周りを安心させたりができるようになる」など。

○主に指導員間のかかわりの中で学んだ(4件)

「同僚の指導員が若い自分の提案を受け入れて保育に取り入れてくれていた」「先輩指

導員のアドバイス、さまざまな研修から、『子どもの言動の背景に気づくこと』『子どものせいにしたり、決めつけたりしないこと』の大切さを学んだ」「先輩指導員たちは、自分の相談にたっぷり付きあってくれ、実践にすぐ生かせるアドバイスをくれた」など。

○学んだこと全般にわたるもの（15件）

「親が子どもを思う気持ちと、保育の目線で子どもを見ている指導員と子ども自身の気持ちがそれぞれ違うのが当然で、指導員も子どもの気持ちをすべて理解できているわけではない、と教えられた」

「保護者から、子どもへの対応が厳しすぎると苦情がきたとき、上司に、『苦情の声は宝だよ』と言われ、同僚や先輩が私の話を夜遅くまで聞いてくれ、『やめたい』という気持ちを克服できた。その子どもたちと自分を『おかあさん……あ』と言い間違えるほどの関係がつくれたことがとてもうれしかった」

「常勤指導員1人体制に異動した時、保育の中身をどう考え、実践していくのか悩んだ。3年生は（1、2年生を）引っ張っていく立場だと思い込んで子どもとかかわって、子どもがやめたがっていることを知らされ、ショックを受けたことがある。そのことから『子どもたちにとって行かせられる場所でなく、楽しく安心できる場にしていこう』と思った。子どもの様子だけでなく、指導員のかかわりの内容、思いも伝えて、保護者の気持ちを聞くことで『（指導員が）いるから安心』と言ってもらえる関係になれた」

「自分に子育ての経験がなく不安になることもあるが、同僚・先輩指導員と話しあうなかで、指導員の仕事を続けられると思えるようになる。子どもたちに人として生きていくための大変なことを、その時その場で伝え続ける大人でありたいと思っている」など。

○その他（17件）

「学童保育の二度の引っ越しを経験した。子どもたちの協力、保護者のパワー、学校と市の担当課の協力もあって、無事に引っ越しせたことが心に残っている」

「失業・経済状態の悪化で、学童保育を休所・退所するという相談が増えた。保護者のことを知り、同じ目線に立って支援する必要を感じる」

「70人を超す人数になって、指導員が一人ひとりをしっかりとみられず、中途退所する子どもも増えた。環境を改善しようと保護者と取り組んで分離できた。子どもに落ち着きが戻ったなど。

④ 自己研鑽に役立った研修などの機会

- ・市（自治体主催）の研修会とその際の指導員間の交流
- ・地域の指導員組織の自主研修と交流
- ・保護者・指導員協働の研修会（地域及び全国の学童保育連絡協議会等）

- ・運営主体内の施設長会議や（複数の放課後児童クラブの）職員研修
- ・職場内のミーティングやカンファレンス（事例検討等）
- ・同僚間の協力（新しく勤めた同僚と、子ども・保護者のこととたくさん話し合う中で一緒に仕事を続けることができている。等）
- ・先輩指導員のアドバイス（親身になって話を聞いてくれた。アドバイスをしてくれた。等）
- ・子どもの発達理解、子育て支援講座、工作、読み聞かせ、自然観察、遊びの実技など放課後児童クラブ以外のところで取り組まれているあらゆる学習機会（自分で学べるものを探して出かけて行った。等）
- ・保護者からのアドバイス、応援（保護者から「学んできなさい」といろんな研修を紹介された。自分が子どもと信頼関係が結べるようになるまで保護者が見守って応援してくれていた。等）
- ・O B の子どもたちとの会話、交流（気づかされることがいろいろあった。等）

（3）考察

- ① 「就業の経緯」では、54 件の事例の中にこれだけ多様な実態があることに驚かされる。
- 「結婚後（育児が一段落した後など）自分の持つ資格を生かす仕事としての再就職先として選んだ」「幼稚園・保育園（主に臨時職員）からの転職」「自分の子どものために放課後児童クラブのつくり運動をしていてその中で決めた」「自分の子どもが通っていた放課後児童クラブから誘われた」は、主に女性の例である。「在学中に決めた」「（学校）卒業後の就職先として選択した」という事例は男女共通するが、「転職などの職探しの中で見つけた」は主に男性の事例だった。
- ② 「就業当初の状況」は、主に就業した最初の時期の印象を記述したものだが、いくつかの特徴が見られた。一つ目は、子どもについて、「最初は、見守りの仕事と思っていた」に代表される就業前の気持ちと、実際に常勤職員になった時の違いに気づいた例がある。なかには、「子どもと遊んでいるだけだったアルバイトから、正規職員になった初日、責任感の重さから、おもわず泣き出してしまった」という記述もあった。なお、「子どもに『いつやめるの？』『いつまでいるの？』と言われたことが驚きだった」という事例などは、放課後児童指導員が定着していないというその放課後児童クラブの実態を子どもたちの言葉から知ることになった例である。
- 二つ目は、「保護者になにを話せばいいか、迷った」「子どものケガ、ケンカ、保護者への対応などから、この仕事の難しさを感じた」等にみられる、保護者との関係についての戸惑い・不安も記述されていた。また、「保護者と指導員の協力関係がとてもよかったです」「（新米の自分を）保護者も子どもも『がんばれ』と応援してくれているの

を感じた」という記述も見られた。

三つ目は、自分の能力や職場との関係である。「自分の力量に不安が生じた」「先輩指導員のように、子どもをひきつける能力・保護者との会話ができるか心配だった」など、仕事を始めてからそのことに気づく例が記述されている。なかには、「(教師をしていたので)すぐ評価の目で見る・発達課題を追いかけるという今までの経験を邪魔に思うことがあった」「保育士の経験を生かせればと思ってはじめたが、経験とは異なることが多い、悩んだ」という記述も見られた。また、職場環境や運営について、一つ目に記述したように「勤めはじめた頃、指導員が次々とかわって職員体制も整っていなかった」ということや「父母会運営ということ自体を理解するのが難しかった」等というところからの出発を記述している事例もあった。

- ③ 「放課後児童指導員の仕事を通して学んだこと、必要と思う資質・技能など」は、大まかには、「子ども」「保護者（保護者組織）」「放課後児童指導員同士」からの学びと、その中から気づいた大切に思うことが記述されていた。

ここでは、「主に子どもとの関わりの中で、子どもに気づかされた」という記述が最も多く見られた。「子どもたちの言葉を聞くこと」「子ども同士の言動から学ぶ（気づく）気持ちになること」「毎日の積み重ねの中で信頼関係を築くこと」などと合わせて、「保育中の子どものケガがきっかけで、『安全』に気がとられ、子どもをしづらりつけてしまったことの反省から、一人ひとりの声に耳をかたむけて、子どもと一緒に考えていくことを大切にするようになった」「同僚が次々にやめることが続いたとき、子どもたちの不安そうな目を見て、『この子たちのそばに居続けることが必要なのではないか』と思った」などと、子どもについての気づきを自己の内省と結び付けて研鑽していく姿も記述されていた。なかには、「(自分の能力に不安でやめようと思ったが)子どもの姿や一言に救われて仕事が続けられると思った」という記述がいくつか見られた。

「保護者（保護者組織）」については、要約には記述しきれなかったが、放課後児童指導員として保護者の視線が気になるところから信頼関係を築けるようになるまでの過程が記述されているものが多かった。それらをまとめた記述としては、「『親が子どもを思う気持ち』と『指導員の保育の目線』と『子ども自身の気持ち』がそれぞれ異なっていることを知って、わかりあえるようにすること」「指導員に必要な資質は『保護者の理解と協力が得られる』『子どもと一緒に楽しく遊べる』『子どもが大きくなつた時、よいところだった、と思ってくれるようになる』こと」等という記述があった。なお、「保護者が、自分が子どもと信頼関係をつくれるようになるまで見守り支えてくれたこと（で自分を成長させてもらえた）」という記述もあった。

「放課後児童指導員同士」のことで共通していたのは、「自分の子どもへのかかわり方を子ども・他の指導員と一緒に話しあって改善していくこと」「マニュアル通りにはいかない。変化に富んでいる。日々指導員同士のミーティングが大切だと思う」ということである。「先輩指導員たちは、自分の相談にたっぷり付きあってくれ、実践にす

ぐ生かせるアドバイスをくれた」のように、迷っているときに先輩指導員や同僚の支えによってその悩みを乗り越えられたという記述も多く見られた。

- ④ 「自己研鑽に役立った研修機会」については、「放課後児童指導員同士の協力、ミーティング、職場カンファレンス」が最も多く、放課後児童指導員同士の交流の中で励まされた、学んだという記述が多く見られた。また、この「わたしは指導員」の手記を書いた放課後児童指導員たちのほとんどが、自治体の研修、放課後児童指導員間で構成している自主研修組織の研修などの研修機会を積極的に活用して自己研鑽していることがうかがえた。
- ⑤ 抽出項目にはなかったが、集計の過程で「関連した記述の件数が多く放課後児童指導員に固有な課題が含まれているのではないか」と思われたので、「放課後児童指導員を辞めたいと思ったこと、放課後児童指導員を辞めていくことについての記述」を「参考（再録）」として【資料4】の末尾に再録した。

内容は、「3月から仕事に入った途端、それまでいた指導員が全員やめることがわかった。覚悟を決めて、4月に臨んだ」「勤め始めたころ、指導員が次々とかわって、職員体制も整わず、辞めていく子どもがたくさんいた」「同僚も次々にやめることが続いたとき、子どもたちの不安そうな目を見て、『この子たちのそばに居続けることが必要なのではないか』と思った」など、放課後児童指導員の入れ替わりの多さについてのものと、「あまり予備知識のないまま働きはじめた。子どもとのかかわりがこれほどむずかしいものだとは想像していなかった。最初は何度もやめたいと思った」「専任になった時の責任の重さから、一度退職したが、再度誘われて仕事を続けた」など、その仕事に臨む気持ちと実際との乖離についてのものがある。これらはいずれも、個々の放課後児童指導員の資質・技能の問題だけに還元できない、今日の放課後児童クラブが抱えている課題を反映していると考えられる。なお、今回取り上げた事例は、これを乗り越えることができた人たちのものであるが、そのことに共通しているのは、子ども・保護者・放課後児童指導員（同僚）とのかかわりの中から本人が気づき、学ぶことができ、自分自身を成長させていく中で信頼関係を築いていく姿である。そして、そのこと自体が放課後児童指導員としての仕事を継続させる力にもなっている。

4 放課後児童指導員の現状と、自治体の放課後児童健全育成事業に関する研修

（1）放課後児童指導員の現状－資格・任用、勤務等を中心に－

- ① 放課後児童指導員の名称と資格
- a 指導員の名称は、1991年に国が「放課後児童対策事業」を開始した際に、「児童クラブ指導員」とされた（この間、厚生労働省が一時期「放課後ケアワーカー」という名称を用いた時期もあった）。1995年からは「放課後児童指導員」という名称が用いられ、放課後児童クラブが児童福祉法に法制化されて以降はこの「放課

後児童指導員」が定着している。自治体の施策でも、「放課後児童指導員」の名称を用いているところが多い。

b 資格については、「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（文部科学省生涯学習政策局・厚生労働省雇用均等・児童家庭局連名通知、2007年）において、「本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し」「放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと」と規定されている。また、国の放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第1019001号）には、「放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。（5. 職員体制）」と記述されている。

② 放課後児童指導員の資格取得状況

放課後児童指導員の資格保有の割合は、保育士・幼稚園の教諭資格が31.2%、幼稚園以外の教諭資格が20.3%で全体の半数程度になる。さらに「児童福祉経験あり」や「その他38条」も含めると、7割以上になるが、他方で、「資格なし」は約3割である。なお、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第38条第2項4号」の規定については、第二種社会福祉法人の届け出をしていないところもあって、市区町村によって、放課後児童クラブをこの規定に該当させているところと該当させないところがあることが推測される。

【放課後児童指導員の資格の状況（人）（2012年5月1日現在）】

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
保育士・ 幼稚園教諭	23,564 34.2%	24,699 33.4%	26,290 33.2%	26,957 32.6%	26,956 31.2%
幼稚園以外 の教諭	13,259 19.2%	14,310 19.3%	15,410 19.5%	16,284 19.7%	17,538 20.3%
児童福祉 経験有り	9,277 13.5%	10,565 14.3%	12,184 15.4%	13,628 16.5%	14,414 16.7%
その他38条	2,394 3.5%	2,692 3.6%	2,626 3.3%	2,441 2.9%	2,634 3.0%
資格なし	20,393 29.6%	21,706 29.4%	22,617 28.6%	23,376 28.3%	24,915 28.8%
計	68,887 100.0%	73,972 100.0%	79,127 100.0%	82,686 100.0%	86,457 100.0%

（資料）各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

③ 放課後児童クラブの規模と1クラブあたりの放課後児童指導員数

国の補助事業では、図表のように1施設あたりの児童数を区分して補助額を算定している。

予算措置として、「『放課後児童クラブ』において、望ましいとされる児童数が40人程度の人数規模への移行促進を図るため」¹¹、36～45人規模の放課後児童クラブに最も高い補助基準額が設定されていることになる。

1施設の児童数と補助額（2012年度予算：円）

児童数	年額
10～19人	1,096,000
20～35人	1,984,000
36～45人	3,191,000
46～55人	3,027,000
56～70人	2,862,000
71人以上	2,698,000

（厚生労働省資料より作成）

これらのこととは、厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」（2007年）において、「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」と規定されていることに即したものである。

1クラブあたりの放課後児童指導員数は以下の通りである。

【1クラブあたりの放課後児童指導員数の状況（か所）】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
1人	1,117 6.4%	1,000 5.4%	1,146 5.7%	1,116 5.4%	1,097 5.2%
2人	4,330 24.6%	4,541 24.6%	4,478 22.5%	4,570 22.2%	4,436 21.0%
3人	3,588 20.4%	3,679 19.9%	4,253 21.3%	4,241 20.6%	4,354 20.6%
4人	3,033 17.2%	3,221 17.4%	3,827 19.2%	3,955 19.3%	3,952 18.7%
5人以上	5,515 31.4%	6,038 32.7%	6,242 31.3%	6,679 32.5%	7,246 34.4%
計	17,583 100.0%	18,479 100.0%	19,946 100.0%	20,561 100.0%	21,085 100.0%

（資料）各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

¹¹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課会議」資料、2010年2月25日、p.163

④ 放課後児童指導員の勤務

a) 雇用形態と雇用関係など

放課後児童指導員の雇用形態についての例を下図に示す。なお、同一の呼び方であっても、実際の職業上の身分・待遇は多様である。例えば常勤職員については、「市区町村ではその身分に地方公務員・嘱託職員・非常勤職員の別がある」「運営委員会・NPO 法人では運営委員会（実質は父母会の場合がある）・NPO 法人等が雇用する職員が常勤職員とされる」「民間企業では常勤職員の中でも、企業内の雇用関係では正社員・一年契約の非常勤待遇などの別がある」等である。

【放課後児童指導員の雇用形態と雇用関係の例】

市区町村	常勤職員（身分上は、正規の公務員、嘱託職員、非常勤職員等）、非常勤職員、嘱託職員、アルバイト
運営委員会・NPO 法人	常勤職員（正規職員と呼称されることが多い）、非常勤職員、アルバイト
民間企業	常勤職員（企業の正規職員）、非常勤職員、アルバイト

（財団法人児童健全育成推進財団と野中による自治体への聞き取り調査から作成）

b) 勤務時間と勤務形態

市区町村または運営主体によって、放課後児童指導員の勤務時間や勤務形態の設定の仕方が異なっている。勤務時間・勤務形態ごとの放課後児童クラブには次のような実態がある。

【放課後児童指導員の勤務形態の例】

全員が午前中の勤務、専任指導員が複数勤務している
午前中は1人の専任指導員が勤務、午後は専任指導員が複数勤務している
午前・午後を通じて一人の専任指導員が勤務、午後は複数の非専任指導員が勤務に加わる
全員が午後から、専任指導員が複数、勤務している。
全員が午後から、1人の専任指導員と複数の非専任指導員の組み合わせによる勤務
全員が午後から、全員がローティションによる勤務をしている
午前中から、一人体制で勤務している
午後から、一人体制で勤務している

（財団法人児童健全育成推進財団と野中による自治体への聞き取り調査から作成）

なお、「全員が交代で勤務」「1人の毎日勤務の専任指導員と毎日勤務ではない複数の指導員の組み合わせ」の放課後児童クラブでは、常勤職員の位置づけが曖昧になっていたり、放課後児童指導員が短時間勤務で入れ替わっていたりするため、子

ども・保護者に継続的な支援をすることが困難になっている実態も報告されている。

c) 平均勤務年数

全数調査のデータはないが、以下に、国民生活センターによる調査結果を示す。

【放課後児童指導員の勤続年数（施設数）】

		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年以上	合計
常勤		8 (0. 8%)	89 (8. 8%)	274 (27. 0%)	354 (34. 9%)	152 (15. 0%)	138 (13. 6%)	1, 015
公立公営		0 (0. 0%)	3 (1. 2%)	22 (8. 8%)	19 (7. 6%)	80 (32. 1%)	125 (50. 2%)	249
公立民営		6 (1. 0%)	54 (9. 0%)	213 (35. 4%)	284 (47. 2%)	39 (6. 5%)	6 (1. 0%)	602
民立民営		2 (1. 2%)	32 (19. 5%)	39 (23. 8%)	51 (31. 1%)	33 (20. 1%)	7 (4. 3%)	164
非常勤		58 (6. 5%)	378 (42. 2%)	311 (34. 7%)	124 (13. 8%)	22 (2. 5%)	3 (0. 3%)	896
公立公営		38 (16. 6%)	110 (48. 0%)	44 (19. 2%)	32 (14. 0%)	5 (2. 2%)	0 (0. 0%)	229
公立民営		13 (2. 4%)	199 (36. 7%)	240 (44. 3%)	74 (13. 7%)	14 (2. 6%)	2 (0. 4%)	542
民立民営		7 (5. 6%)	69 (55. 2%)	27 (21. 6%)	18 (14. 4%)	3 (2. 4%)	1 (0. 8%)	125

(国民生活センター2008年調査より作成)

⑤ 放課後児童クラブの監督機関と運営体制

放課後児童クラブは、社会福祉法の中で第二種社会福祉事業に位置付けられており、事業を開始した場合には、都道府県知事への届け出が必要とされていることから、都道府県知事はこの事業に対する監督責任を負っている（社会福祉法第69条）。その内容は、①必要とする事項の報告を求め、調査することができる（社会福祉法第70条）、②事業を制限し、停止を命令することができる（同第72条）というものである。ただし、この第二種社会福祉事業の届け出は義務ではないため、実際には届け出をせずに事業を行っているところもある。

放課後児童クラブの実質的な監督は、市区町村が行っている。各市区町村は、条例・要綱などによって事業を監督しているが、市区町村の権限が及ぶ範囲は、公設公営、委託・指定管理・補助など何らかの形で公費が支出される事業に限られるため、市区町村からの公費支出によらずに事業を行っている放課後児童クラブには、市区町村の監督は及んでいない。監督する担当部署も、「福祉」関連部署、「教育」関連部署、「子育て支援」関連部署等と市区町村によってまちまちである。

なお、2012年8月に子ども・子育て関連三法が公布され、放課後児童クラブについて監督事項に関する改正が行われている¹²。

¹² 監督事項に係る変更点は以下の通りである。【設備及び運営の基準】質の底上げを図ることを目的として、設備及び運営に關し、国で省令を定め、これを踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとした。（改正後の児童福祉法第34条の8の2）／【市町村の関与】市町村が条例で定める基準の遵守を担保するため、国・都道府県・市町村以外の者から市

運営主体における放課後児童指導員に関する任用や職制に関する規定は、統一されたものがなく、運営主体ごとに異なっているのが実情である。なお、職制については、統計的な資料はないが、主任指導員・一般指導員など役職による責任体制を、定めているところと定めていないところがある。財団法人児童健全育成推進財団と野中による自治体への聞き取り調査によると、放課後児童クラブの職場内に主任放課後児童指導員などの責任体制を定めていないところは、市区町村の直営で、主に嘱託職員・非常勤職員によって運営されているところや地域運営委員会・NPO法人が運営する放課後児童クラブに多く見られた。

(2) 放課後児童指導員の研修

放課後児童指導員の現任研修については、「放課後児童クラブガイドライン」(2007年)の「12事業内容等の向上について」において、「(1) 放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、または受講させること。(2) 放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること」と規定されている。

国の予算の中には、「放課後児童指導員等資質向上事業費」(実施主体：都道府県・指定都市・中核市)があり、2013年度予算で1箇所あたり88万円が計上されている¹³。2012年の厚生労働省の調査結果によると、研修の機会のある放課後児童クラブの割合は97.3%である。

本研究では、分担研究者本人(野中)が所属する財団法人児童健全育成推進財団の協力を得て、都道府県・政令市・中核市が行った研修の内容を聞き取り、その内容を課目別に分類してみた。内容が同じと思われるものをまとめて共通する課目として分類した結果、以下のようになった。

町村に対し、事業内容等について事業開始前に届け出させるとともに、市町村は報告聴取や検査等ができるとした。
(改正後の児童福祉法第34条の8、第34条8の3) / 【市町村の情報収集】市町村は、子育て支援事業を行う者から必要な情報を収集し、利用状況を正確に把握する必要があることから、情報収集について法律上明記するとともに、その実効性を担保するため、子育て支援事業を行う者の協力についても併せて規定した。(改正後の児童福祉法第21条の11) / 【計画等】市町村は、「地域子ども・子育て支援事業計画」に事業の提供体制の確保の内容等を定めるとともに、事業を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。(子ども・子育て支援法第3条、第59条、第61条) (「全国厚生労働部局長会議資料」雇用均等・児童家庭局重点事項、2013年2月20日より一部抜粋)

¹³ 「全国厚生労働部局長会議資料」雇用均等・児童家庭局重点事項、2013年2月20日